

馬関係者各位へ

放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について

この度、農林水産省から「放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」が出されましたのでお知らせします。

- 1 放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（平成23年8月1日付け）

資料1

- 2 牛以外の家畜の「原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について」（パンフレット）

資料2

- 3 原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査に係る一問一答について（追加）（東北農政局宛て及び関東農政局宛）

（平成23年8月5日付け）

資料3、4及び5

- 4 「高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について」の廃止について（通知）

資料6

# 農林水産省

ホーム > 消費・安全 > 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について

## 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について

### 暫定許容値の設定

耕種農家、畜産農家等関係者に対する指導

[関係者向けリーフレットはこちら](#)

### 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について

23消安第2444号  
23生産第3442号  
23林政第99号  
23水推第418号  
平成23年8月1日

( 都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長  
生産局長  
林野庁長官  
水産庁長官

### 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について

- 1 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の降下の影響で、原発周辺県で収集された動植物性堆肥原料(家畜排せつ物、魚粉、わら、もみがら、樹皮、落ち葉、雑草、残さ等)が放射性セシウムに汚染され、これらを原料として生産された堆肥が高濃度の放射性セシウムを含有する可能性があります。
- 2 高濃度の放射性セシウムを含む堆肥を農地土壌に施用すれば、農地土壌中の放射性セシウム濃度が増加し、そこで生産される農作物の放射性セシウム濃度が食品衛生法(昭和22年法律第233号)の暫定規制値を超過する可能性が増大します。
- 3 また、個々の農家ごとに放射性セシウム濃度の大きく異なる堆肥を施用すれば、同一地域内に放射性セシウム濃度の大きく異なるほ場が存在することになり、地域を単位として実施している野菜等の出荷制限や作付け制限の前提が崩壊しかねません。
- 4 さらに、普通飼料の中にも堆肥原料を混入したものがあるほか、飼料以外に土壌改良資材や培土として農地土壌に施用されるものもあり、肥料・土壌改良資材・培土全般について慎重に対処することが必要です。
- 5 一方、米ぬか、ふすま、魚粉等の飼料原料は飼料の原料としても使われている場合が多く、飼料が家畜排せつ物・肥料を経由して農地土壌へ還元され農作物へ吸収されるといった物質循環があること、また、今後、平成23年産の飼料米、米ぬか、ふすま、稻わら、油かす等が直接飼料として、又は配合飼料等の原料として使用され、畜産物に放射性セシウムが移行する可能性があることから、飼料全般について、慎重に対処することが必要です。
- 6 こうしたことを踏まえて、放射性セシウムによる農地土壌の汚染拡大を防止するとともに、食品衛生法上問題のない農畜水産物の生産を確保する観点から、肥料・土壌改良資材(わら、もみがら等をそのまま農地土壌に施用する場合を含む。以下同じ。)・培土及び飼料(粗飼料及び濃厚飼料を含む。以下同じ。)についての放射性セシウムの暫定許容値を下記1のとおり定めました。
- 7 つきましては、各都道府県の肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の生産・流通・消費の実態を踏まえた上で、暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産又は流通が行われないよう、下記2により、関係者に周知の上、的確に御指導いただき、またその遵守状況を的確に確認していただきますよう、よろしくお願いいたします。その際、普及指導センター、家畜保健衛生所等の関係機関等も活用していただきますようお願いいたします。
- なお、指導に際して、御不明の点がありましたら、遠慮なく、別添の農林水産省の担当課にお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。
- 8 また、指導に際して、暫定許容値を超える可能性の高いものを中心に、肥料・土壌改良資材・培土又は飼料の放射性セシウムを検査することが必要となります。その方法等につきましては、別途御連絡いたします。(牧草については、「原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について」(平成23年4月14日付け23消安第456号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知)及び「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」(平成23年4月22日付け23生畜第186号生産局畜産部畜産振興課長通知)で通知済みです。)
- 9 今般の措置に伴い、利用できない堆肥原料、堆肥、飼料原料、飼料等が大量に発生することが予測されます。(特に、堆肥原料については、農林水産分野だけではなく他の分野からも発生します。)これらの保管・処分等については、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」(平成23年6月16日付け原子力災害対策本部)に準じて実施することとなります。保管・処理場所の確保等について、政府全体として検討した上で、方針をお示しいたいと考えております。

10 また、本通知に伴い肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産又は流通を断念したことにより発生した農業者等関連事業者の損害については、原子力損害賠償紛争審査会の議を経て適切な賠償が行われるよう、万全を期す考えです。

## 記

### 1. 暫定許容値の設定

#### (1) 肥料・土壤改良資材・培土中の放射性セシウムの暫定許容値

肥料・土壤改良資材・培土中に含まれることが許容される最大値は、

400ベクレル/kg(製品重量)

(肥料等を長期間施用しても、原発事故前の農地土壤の放射性セシウム濃度の範囲に収まる水準。この水準であれば、農地への施用作業時の外部被曝が廃棄物再利用のクリアランスレベル( $10 \mu\text{Sv}/\text{年}$ 。平成23年6月3日原子力安全委員会決定)を下回る。)

ただし、

1) 農地で生産された農産物の全部又は一部を当該農地に還元施用する場合

2) 畜産農家が飼料を自給生産する草地・飼料畑等において自らの畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合

3) 畜産農家に供給する飼料を生産している農家等が、当該飼料を生産する草地・飼料畑等において、当該飼料の供給先の畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合

においては、この限りでない。

#### (2) 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値

1) 牛、馬、豚、家きん等用飼料中に含まれることが許容される最大値

300ベクレル/kg(粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量)

(飼料から畜産物への移行係数、食品中の暫定規制値(放射性セシウムについては、乳200ベクレル/kg、肉500ベクレル/kg)及び飼料の給与量から算出。)

ただし、乳用牛(経産牛及び初回交配以降の牛)又は肥育牛以外の牛のうち、当分の間、と畜出荷することを予定していない牛に給与される粗飼料であって、その生産者自ら生産したもの、又は、單一若しくは近隣の複数の市町村内で耕畜連携の取組等により生産したものについては、例外的に3000ベクレル/kg(水分含有量8割ベース)まで使用を認める。この飼料を摂取した育成牛は、肥育牛として12ヶ月以上肥育した後にと畜出荷すること。

2) 養殖魚用飼料中に含まれることが許容される最大値

100ベクレル/kg(製品重量)

(飼料から水産物への移行係数、食品中の暫定規制値(放射性セシウムについては、魚500ベクレル/kg)及び飼料の給与量から算出。)

\*製品重量とは、配合飼料等、家畜に給与される製品段階の重量とする

### 2. 耕種農家、畜産農家等関係者に対する指導

#### (1) 耕種農家向け指導

1) 暫定許容値を超える肥料・土壤改良資材・培土を農地土壤に施用しないこと

2) 肥料・土壤改良資材・培土を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に暫定許容値を超えていないことを確認すること

3) 自ら生産した肥料・土壤改良資材・培土を施用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること

4) 自ら生産した肥料・土壤改良資材・培土又はそれらの原料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・肥料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

5) 自ら生産した飼料原料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

#### (2) 畜産農家向け指導

1) 暫定許容値を超える飼料(粗飼料・濃厚飼料を含むすべての飼料)を牛、馬、豚、家きん等に使用しないこと

2) 飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認すること

3) 自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること

4) 自らの経営から生じた家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等に飼料その他の飼養管理状況に関する情報を適切に提供すること

5) めん羊、山羊及び鹿については、牛等と比べて放射性セシウムの畜産物への移行性が高いことから、飼料を含めた飼養管理についてより厳格にすること

#### (3) 養殖業者向け指導

1) 暫定許容値を超える飼料を養殖魚に使用しないこと

2) 飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認すること

3) 自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること

- 4)自らの経営から生じた魚等の残渣・廃棄物又はこれを原料とする肥料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等又は畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること
- (4)肥料・土壤改良資材・培土の製造業者(堆肥センター等を含む)向け指導  
製造した肥料・土壤改良資材・培土が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること
- (5)飼料の製造業者向け指導  
製造した飼料が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること
- (6)肥料・土壤改良資材・培土の販売業者向け指導  
販売する肥料・土壤改良資材・培土が暫定許容値を超えていないことを確認した上で、購入し販売すること
- (7)飼料の販売業者向け指導  
販売する飼料が暫定許容値を超えていないことを確認した上で、購入し販売すること
- (8)肥料・土壤改良資材・培土又はその原料の集荷業者向け指導  
肥料・土壤改良資材・培土の製造業者等に販売する際に、その集荷したものに関する生産状況・家畜の飼養管理状況等の情報を適切に提供すること
- (9)飼料又はその原料の集荷業者向け指導  
飼料の製造業者等に販売する際に、その集荷したものに関する生産状況等の情報を適切に提供すること

#### — お問い合わせ先 —

- (推肥について)  
消費・安全局農産安全管理課肥料企画班、肥料検査指導班  
ダイヤルイン:03-3502-5968
- (土壤改良資材について)  
生産局農業環境対策課土壤環境保全班  
ダイヤルイン:03-3502-5956
- (培土について)  
生産局農業生産支援課資材効率利用推進班  
ダイヤルイン:03-6744-2111
- (飼料について)  
消費・安全局畜水産安全管理課飼料安全基準班  
ダイヤルイン:03-6744-1708
- 生産局畜産振興課飼料生産計画班  
ダイヤルイン:03-6744-2399
- (家畜排せつ物について)  
生産局畜産部畜産企画課畜産環境・経営安定対策室環境企画班  
ダイヤルイン:03-3502-0874
- (魚粉・養殖魚について)  
水産庁漁政部加工流通課加工振興班  
ダイヤルイン:03-3502-8203
- 水産庁増殖推進部栽培養殖課養殖指導班、内水面班  
ダイヤルイン:03-6744-2383,03-3502-8489

[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

農林水産省

【家畜・家きん用(牛以外)】H23.8.1以降

# 原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について ～安全な畜産物を生産するために～

「放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成23年8月1日付け消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知)で、牛、馬、豚、鶏、うずらの飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を設定しました。

安全な畜産物の生産・供給のため、改めてこのパンフレットの内容についてご理解いただき、徹底していただきますようお願いします。

## 1. 飼料について

放射性セシウムが暫定許容値以下の飼料や、原発事故前に生産され適切に保管された飼料等を給与しましょう。

(1) 放射性セシウムが暫定許容値以下の飼料や、原発事故前に刈り取った飼料、輸入飼料を使いましょう。

(2) 倉庫など屋内で保管された飼料を使いましょう。

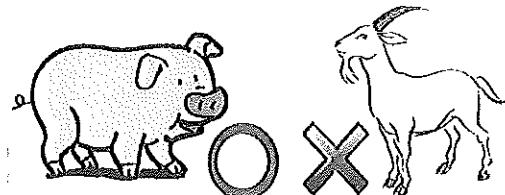
(3) 屋外で保管されている飼料は、飼料タンクやラップ等で密閉保管されたものを使いましょう。

(念のため、使う前に乾草等を覆っているラップ等を布で拭いたり、水洗いしましょう。)

	放射性セシウム
馬、豚、鶏・ うずら※1	300Bq/kg※2

※1:めん山羊・鹿は除く。

※2:粗飼料は水分80%換算



300Bq/kg以下の  
飼料

## 2. 家畜の飲用水について

家畜の飲用水は、放射性物質が混入しないよう気をつけましょう。

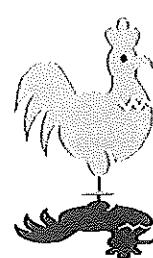
(1) 水道水や井戸水など、放射性物質の混入のない水を飲ませましょう。

(2) 貯水槽には、フタをするなどホコリや雨水が入らないようにしましょう。

(3) 屋外の水槽等で家畜に水を与えることは避けましょう。



水たまり



水道

裏へつづく

### 3. 放牧について

牧草中の放射性セシウムが暫定許容値以下の地域では、基本的に放牧可能です。(めん山羊・鹿を除く)

- (1) 馬は、牛(乳用牛・肥育牛(暫定許容値300Bq/kg))と同じ地域で放牧可能です。
  - (2) 豚、鶏、うずらも同様に放牧等が可能ですが、地面を掘ったりついばんだりするため、放射性セシウムが高いと想定される土壌(雨水が溜まる場所等)は避けてください。
  - (3) めん山羊・鹿は、放射性物質の畜産物への移行性が高いことが知られています。  
当面の間、放牧等はしないでください。
- (注:) 放牧の可否については県等にお問い合わせください。

放射性セシウムが暫定許容値以下の地域

	馬	豚・鶏 うずら	めん山羊 ・鹿
放牧・屋外 パドック等	○	△	×

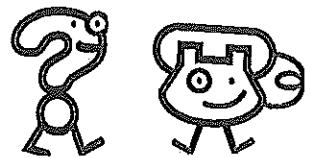


土にも注意

### 4. その他

ご不明な点については、県または下記の連絡先にご相談ください。

- このパンフレットにそった適正な飼養管理がなされていない場合は、家畜及び畜産物(卵・乳)の移動及び出荷を自粛し、県または下記の連絡先にご相談ください。



#### 【参考】

- ・平成23年3月19日付消費・安全局畜水産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知  
「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」
- ・平成23年6月7日付消費・安全局畜水産安全管理課長補佐事務連絡  
「めん羊及び山羊に給与される粗飼料や放牧について」  
(農林漁業の方々へ～畜産関係～ [http://www.maff.go.jp/noutiku\\_eikyo/maff2\\_3.html](http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/maff2_3.html))
- ・平成23年8月1日付消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官連名通知  
「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」  
(農林水産省～消費・安全～[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s\\_syouan.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_syouan.html))

○県〇〇センター

○〇県

○〇農政局

農林水産省生産局畜産部  
畜産振興課畜産技術室

谷口  
、新井

03-3502-8111(内4910)  
03-3591-3656(夜間)



# 資料3

23.生畜第951号

平成23年8月5日

関東農政局生産經營流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する  
聞き取り調査に係る一問一答について（追加）

原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜（家きんを含む。以下同じ）の飼養管理状況に関する聞き取り調査については、「原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について（依頼）」（平成23年7月23日付け生産局畜産部畜産振興課長・食肉鶏卵課長連名通知。）及び「原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について（追加）」（平成23年7月25日付け生産局畜産部畜産振興課長・食肉鶏卵課長連名通知。）により、貴局管内の都県に対し聞き取り調査などの実施をお願いするよう依頼したところです。今般、「放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）により馬、豚、家きん等の飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を定めたのを受け、留意事項等を取りまとめた一問一答集を追加作成しましたので、貴局管内の都県へ周知方よろしくお願いします。



# 資料4

23生畜第951号

平成23年8月5日

東北農政局生産經營流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する  
聞き取り調査に係る一問一答について（追加）

原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜（家きんを含む。以下同じ）の飼養管理状況に関する聞き取り調査については、「原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について（依頼）」（平成23年7月23日付け生産局畜産部畜産振興課長・食肉鶏卵課長連名通知。）及び「原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について（追加）」（平成23年7月25日付け生産局畜産部畜産振興課長・食肉鶏卵課長連名通知。）により、貴局管内の都県に対し聞き取り調査などの実施をお願いするよう依頼したところです。今般、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）により馬、豚、家きん等の飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を定めたのを受け、留意事項等を取りまとめた一問一答集を追加作成しましたので、貴局管内の都県へ周知方よろしくお願いします。

# 資料5

平成23年8月5日版  
生産局畜産部畜産振興課

原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について(Q&A)追加

## 1. 飼料中の暫定許容値が設定されたことに対する対応について

Q1:8月1日付けで馬、豚、鶏、うずらの飼料中の放射性セシウムの暫定許容値が設定されたことについて。

A:牛以外の家畜については、これまで飼料中の放射性セシウムの暫定許容値が設定されていなかったことから、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(平成23年3月19日付消費・安全局畜水産安全課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知)による飼養管理をお願いしていたところです。

平成23年8月1日に「放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成23年8月1日付消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官連名通知)をもって、馬、豚、鶏、うずらの飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を設定しました。飼料中の放射性セシウム濃度の暫定許容値は、畜産物の放射性セシウム濃度が暫定規制値を超えないようにするための目安となるものです。今後については、飼料中の放射性セシウムが暫定許容値以下の飼料を使用する等、適切な飼養管理をお願いします。

Q2:馬、豚、鶏、うずら(めん山羊、鹿を除く)の飼料中の放射性セシウムの暫定許容値が設定されたことによる変更点について。

A:原発事故後に生産された飼料であっても、飼料中の放射性セシウムが暫定許容値以下の場合には給与することができるようになりました(原発事故後収集稻わらを除く)。この場合、不適正な管理とは判断せず、移動・出荷の自粛の対象とはなりません。なお、飼料の放射性セシウムが暫定許容値を超える場合は、不適切な管理と判断し、移動・出荷の自粛をお願いします。

馬、豚、鶏、うずらの飼料中の放射性セシウムの暫定許容値は、牛(乳用牛及び肥育牛)と同じで300Bq/kgです。そのため、これらの家畜の放牧は、現在、牛(乳用牛及び肥育牛)で放牧が可能となっている地域で、同様に放牧が可能です。しかし、豚や鶏、うずらについては、土を掘ったりついばんだりすることから、牧草中の放射性セシウムだけでなく、土壤の放射性セシウムについても注意が必要です。例えば、雨水が流入して溜まるような場所は放射性セシウムが高いことが知られているので、そのような場所等での放牧や屋外でのパドック飼養などが確認された場合には、飼料の暫定許容値が300Bq/kgを下回っていても、適正な管理とはいえません。

また、飼料の保管、飲用水等については、これまで同様に適切な管理をするようにお願いします。

【平成23年7月31日付Q&A:Q4、Q9、Q16、Q17、Q20、Q25関連】

**Q3:なぜ、めん山羊、鹿の扱いは別なのか。**

A:めん山羊、鹿については、牛等と比較して、畜産物(乳・肉)への放射性セシウムの移行が非常に高いことが知られています。また、放牧時に牧草の根に近い部分まで採食するため、土壤中の放射性セシウムを摂取する可能性もあります。そのため、現在、めん山羊、鹿については飼料中の放射性セシウムの暫定許容値について明確に定められる状況にありません。安全な畜産物の生産を行うためには、当面の間、原発事故後に刈り取り、保管した飼料の給与や放牧は自粛してください。

**Q4:副産物(野菜くず、麦くず等)について**

A:人の食べる食品であっても、家畜の飼料として給与することが望ましくない場合があります。家畜に給与する状態のものが $300\text{Bq/kg}$ を下回っていれば問題ありません。

単品(野菜くずやくず麦等)として給与する場合には、その食品の産地のモニタリング値を参考として、 $300\text{Bq/kg}$ 以下であれば給与しても問題ありません。食品残渣等を給与する場合には、食材として使用している材料が $300\text{Bq/kg}$ を超えていないことが確認されなければ、問題ありません。

【平成23年7月31日付Q & A:Q20関連】

# 資料6

23 消安第2445号  
23 生産第3443号  
23 生畜第981号  
平成23年8月1日

社団法人日本馬事協会会長 殿



農林水産省消費・安全局農産安全管理課長  
生産局生産流通振興課長  
生産局農業環境対策課長  
生産局畜産部畜産企画課長  
生産局畜産部畜産振興課長

「高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自肅について」の廃止について（通知）

- 1 今般、「放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号・23生産第3442号・23林政産第99号・23水推第418号農林水産省消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知）が発出されました。
- 2 このことに伴い、「高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自肅について」（平成23年7月25日付け23消安第2331号・23生産第3227号・23生畜第929号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長・生産局生産流通振興課長・生産局農業環境対策課長・生産局畜産部畜産企画課長・生産局畜産部畜産振興課長通知）は廃止することとしましたので、御了知下さい。
- 3 以上のことにつきまして、御了知いただくとともに、貴会会員等に対する周知をお願いします。

